

東北税政連だより

No.182

税理士の権益の維持とその拡大のために税政連があります

東北税理士政治連盟の活動状況を紹介

東北税政連は、日本税理士政治連盟及び日本税理士会連合会並びに東北税理士会の基本施策に則り、定期大会で決定した運動方針及び組織活動方針に基づき、各県税政連及び「税理士による国会議員等後援会」の協力を得て運動を

実施しております。

税理士制度の擁護、発展、税理士の権益の確保、拡充のため、税政連活動にぜひともご理解いただきますようお願いいたします。

政策委員会

政策委員会の所掌事項は、本連盟規約第19条(1)で「本連盟の基本政策の企画立案及び税理士業務の確保・拡充対策の審議」と規定されています。本連盟規約第4条で「本連盟は、日本税理士会連合会の方針に添い…」と規定され、政策という名称から誤解されることもありますが、構成員の思想や信条が入り込む余地はありません。あくまで、税政連は日税連及び東北税理士会で作成された建議書に基づき、その内容を国会議員に対し陳情を行います。

ご存じの通り、日税連の建議は重点建議事項（令和6年は3項目）と建議事項（令和6年は33項目）とに分かれています。政策委員会は日税連の建議の作成を以って、例年

6月に政策委員会が開催されています。日税連から示された重点建議事項は、文字通り国会議員に対するメインの陳情内容です。その他の項目は、各単位税政連の政策委員が33項目の中から10項目に絞り、それを持ち寄って日税連としての10項目へと絞り込む作業を行います。その内容は、正副会長会へ提出されその後決定される。建議を絞り込む理由は、国会議員への陳情時間が短く、効率よく内容を伝えるためです。10月には、一斉陳情の前に国対委員会と同時開催で委員会が開催されます。

以上、簡単ですが政策委員会のご紹介とさせて頂きます。

国対委員会

国対委員会としては、

- (1) 本連盟の事業遂行に必要な情報を収集し、国会活動対策を企画立案すると共に、陳情等の具体的運動を実施する。
- (2) 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。の2点を組織活動方針に掲げて活動しているところです。

具体的には、日税連及び東北税理士会において決定された税制改正建議書に基づき、東北6県選出の衆議院・参議院の各議員先生へ直接（または秘書を通じて）税制改正の主旨を説明し、税制改正が実現するよう前向きに検討・提言してもらうべく陳情活動をしています。

日税政においては、毎年11月頃に全国一斉陳情等の活

動を行っています。

これは、全国の単位税政連の皆さんと一堂に会して陳情の趣旨等を確認したうえ、単位税政連ごとに各選挙区の議員先生に対して税制改正実現に向けた陳情活動を行っているものです。

全国一斉陳情の際には、東北税政連として青木会長の下で幹事長、副幹事長、幹事等役員の皆さんが一丸となって活動するとともに、各議員先生の後援会の皆様とも緊密に連携しながら、効果的な陳情となるよう精力的に活動しているところです。

今後とも会員皆様のご指導・ご鞭撻をいただきながら税制改正要望の実現に向けて活動してまいりますので、よろしくご理解とご協力をお願いします。

後援会対策委員会

当政治連盟の運動方針の最初に「税理士による国会議員等後援会の活動を活性化し、その力を最大限に發揮するため、各県税政連と連携して地域に密着した政治活動を推進」と記載されており、後援会の活動の活性化こそが当政治連盟の最重要課題となっています。

日税連がいくら立派な「税制改正要望書」を作成しても、それが採用されなければ意味がありません。それでは採用されるためにはどうしたらよいのでしょうか？立法機関である国会（その構成員である政治家）への陳情が必要になります。そこで、その働きかけの最前線となるのが「税理士による〇〇後援会」です。

東北では21後援会があり、日頃から議員との距離を近くし、情報交換や陳情等を行っています。ただ議員に対して陳情するだけでは相手にしてくれませんので、選挙時には後援会を上げて選挙応援をすることで、議員とウイン윈の関係性を作ることが必要です。

後援会対策委員会は各後援会の活動活性化を目的に活動しています。

各後援会は、新規の会員を募集していますので興味のある方は、税政連事務局までご連絡ください。あなたも政治家の後援会に入会し、税政連の最前線で活動してみませんか。